

## ◇◇ 地方自治体の事業仕分のすすめ ◇◇

行政改革推進法（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律）が5月26日に成立した。法は、①政策金融改革、②独立行政法人の見直し、③特別会計改革、④総人件費改革、⑤資産および債務に関する改革の5つを重点分野としている。「平成20年度末における新政策金融機関等のGNP比率は現状の1/2以下とする」、「平成22年度までに特別会計で20兆円規模の財政健全化を果たす」、「平成27年度における国家公務員総人件費のGNP比率は現状の1/2以下を目指す」など具体的な数値目標が並び、法律にすることにより、小泉政権後の内閣にも小泉改革の遂行を求めるものとなる。

また同時に、公共サービス改革法（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律）も成立した。国の行政機関等または地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、官民共同入札（市場化テスト）の導入を推進するものである。これにより、地方自治体の業務のうち、戸籍、住民票、印鑑証明などの窓口業務について民間委託を推進することが可能になる。

行政改革推進法では、その基本理念の中に「政府及び地方公共団体の事務事業の必要性の有無および実施主体の在り方について事務事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で（一部省略）」と、いわゆる「事業仕分け」の導入を促している。事業仕分けは構想日本が提唱し、これまで15の地方自治体で実施をしてきている。地方自治体の事務事業について、外部評価者が必要性の有無、必要な場合には適切な主体へと仕分けていくものである。地方自治体はその結果を参考に自らの責任で事業の見直しを検討することとなる。事業仕分け作業は通常1～2日、合宿形式で地方自治体の担当職員と評価者が参加し、外部にオープンな形で行われる。

昨年11月に実施した滋賀県高島市では、合併で事業が拡大したことを理由に119の事業について事業仕分けを行った。その結果、既存事業を約21億円削減し、新たな事業を行う予算を捻出することができたという。

これまで多くの自治体で事務事業評価が行われてきたが、なかなか効果が出ない理由に自己評価の限界が指摘される。このため、自己評価した結果を第三者評価するという試みをしている自治体もあるが、外部評価委員に膨大な事業についての最終評価を委ねることは実質的に不可能である。この点、事業仕分けは自己評価の前さばきとして、外部の眼を入れ、自治体に再検討を促すというもので、使い勝手が良いものである。この過程をオープンにすることで、議会や住民の参画を促すこともできる。

先日、国の事業仕分けのデモンストレーションを拝見する機会を得たが、構想日本の福田代表は、「事業仕分けは毎年やる必要はない。いわば長年溜まった垢を洗い落とす意味を持っている。」と述べていた。筆者も同感である。地方自治体は「集中改革プラン」を定めた所であるが、その実現に向けて、ぜひ事業仕分けを導入して、事務事業を見直しし、新たな地域のビジネスを生み出すことを考えて欲しい。

平成18年6月 編集担当 石井 良一